

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 27 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A社に平成 11 年 3 月から 12 年 1 月 31 日まで在籍したが、同年 1 月の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の記憶では、平成 12 年 1 月 26 日まで勤務し、翌 27 日から月末までは有給休暇を取得した。」と供述しているところ、A社が保管していた申立人の退職届には、退職日が、「平成 12 年 1 月 26 日」と記載されており、署名及び捺印が確認できる。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載から、申立人は、平成 12 年 1 月 26 日に退職し、同年 1 月 27 日に当該被保険者資格を喪失しており、被保険者証が回収済みであることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚に文書照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月頃から 48 年 5 月頃まで

私は、次男が生まれてから約半年後の昭和 46 年 11 月頃に、A船舶（事業主は、B氏）に乗船していたが、申立期間について、船員保険被保険者記録が無かった。

間違いなく乗船していたので、船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A船舶は、船員保険の適用事業所としての記録が見当たらない上、C運輸支局に照会したものの、同船舶に係る登記簿の記録は確認できなかった。

また、事業主は既に他界しており、その親族は、当該船舶は昭和 42 年に廃船していると供述している上、同船舶に乗船していた者が保管する船員手帳に「昭和 42 年 3 月 23 日売船のため雇止め」と記載されている。

さらに、当該事業所において船員保険被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は無く、被保険者記号番号に欠番や乱れも無い上、申立人の船員保険被保険者台帳に当該事業所に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 21 日から 54 年 2 月 1 日まで

私は、A社を退職後すぐに手続を行い、厚生年金保険第四種被保険者（以下「第四種被保険者」という。）になったと思ったが、退職後6か月以上経過してからの記録しかない。

退職後6か月以上経過してから第四種被保険者資格を取得するのはおかしいと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

第四種被保険者の申出は、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法第 15 条により、「申出は被保険者の資格を喪失した日から起算して六月以内にしなければならない。ただし、都道府県知事は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。」とされ、第四種被保険者の資格取得日は、「申出をした者は、申出が受理されたときは、最後に被保険者の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に、被保険者の資格を取得するものとする。」と規定されているところ、申立人が最後に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 53 年 7 月 21 日から 6 か月以上を経過した 54 年 2 月 1 日に第四種被保険者の資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、年金事務所は、申立人が第四種被保険者の申出を行った時期及び資格取得日が 6 か月を経過していることについて、当時の資料は残っていないため不明であるとしている。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の備考欄に、「全 136、不足 104、満了 62 年 10 月 1 日」と記載されているところ、オンライン記録から、「全 136」は、申立人の第四種被保険者の資格を取得する前の厚生年金保険被保険者月数、「不足 104」は、当時の厚生年金保険の受給資格期間である 20 年を

満たすまでの不足月数、「満了 62 年 10 月 1 日」は、申立人の第四種被保険者の資格取得月から被保険者期間が 104 か月を満たす期日であることがうかがえる上、申立人が第四種被保険者の資格を取得する前の事業所である A 社の厚生年金保険被保険者のうち、同社を退職後、第四種被保険者の資格を取得している者は申立人以外にも一人おり、この者の厚生年金保険被保険者原票の備考欄にも申立人と同様の記載が見られ、いずれも第四種被保険者の資格を取得した月を基礎として計算されていることがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。